

電波法施行規則等の一部を改正する省令案等について

2026/2/24

一般社団法人 衛星放送協会

該当箇所	意見
電波法施行規則第43条の2 1項5号 ならびに 放送法施行規則第86条1項 4号について	<p>この二つの号において、「基幹放送局の免許人」と「認定基幹放送事業者」に対して</p> <p>「その経理的基礎が基幹放送の業務の維持に支障をきたす恐れがある特別の事情が生じたとき」の報告義務を規定しているが、「放送事業者のガバナンス確保に関する検討会」の取りまとめに(案)では、16 ページで「報告を義務付ける」としていたものを、取りまとめでは、17 ページで「報告の手続きを設ける」と書き換えたことを考えると、「報告義務」の新設に関して再考の余地があると考えます。</p> <p>新設された規定に関しては、この「報告義務」について、報告を行う主体を「基幹放送局の免許人」と「基幹放送事業者」としその判断によって報告を行うこととしている点は妥当であると考えます。</p> <p>ただ、報告を行う場合として、「その経理的基礎が基幹放送の業務の維持に支障をきたすおそれがある特別の事情が生じたとき」としているが、「基幹放送の業務の維持に支障をきたすおそれ」とはどのような状況にあたるのか、定量的な基準が不明確で、報告者は報告の可否を判断しえないと考えます。さらに「経理的基礎」と謳う以上においては定量的な明確な基準は不可欠であると考えます。また、「特別な事情」についても、どのような場合なのか、客観的に判断できる事案が示されないと報告を行うことができないと考えます。</p> <p>新設された制度は、導入当初は、導入の目的に沿って運用されるが、将来的には、その運用が恣意的に行われる可能性もあることから、定量的かつ具体的な判断基準を設けることを強く希望する。</p>